



飼料添加物指定に向けた準備は万全ですか？

飼料添加物は、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定します。審議会では、家畜やヒトへの影響等についての審議が行われ、効果が確認でき、必要性が高く、かつ、安全性が担保されたもののみが、必要最低限の範囲で指定されます。

そのため、新しい飼料添加物として指定を受けたい場合、対象の物質の効果や安全性等に関する試験結果をまとめた資料を作成・提出し審議を受けなければなりません。

そこで、農林水産省では、速やかに審議へと臨むことが出来るよう、飼料添加物が指定されるまでの流れや審議のために必要な資料の作成方法などを、具体的な例を挙げて解説した「飼料添加物の指定のための手引き（化学物質編）」を公開しています。手引きは、日本科学飼料協会ホームページからも入手可能です（http://kashikyo.lin.gr.jp/data_01.html#gg03）。これから、飼料添加物の指定のための申請を行う方は、ご一読ください。

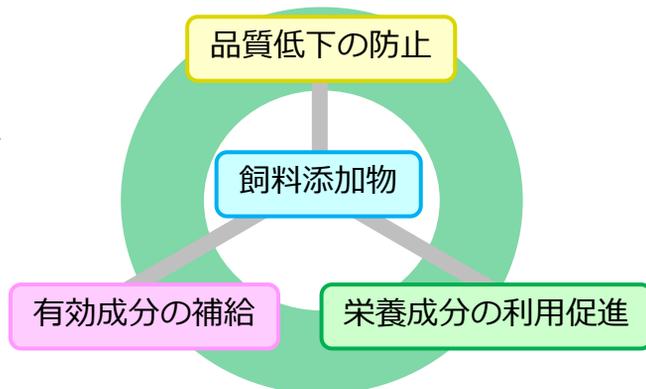
また、農林水産省消費・安全局にある事務局では、資料を作成・提出する前にどのようなデータが必要であるか等の事前相談を行っています。

農水省HP(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryu/f_qa.html#kikaku)にある飼料添加物概要シート等に必要事項を記入して、事務局にお問い合わせください。

事前相談は、随時受け付けされております。

なお、審議会に諮る案件の受付は募集期間にのみ行われています。日本科学飼料協会では、会員の皆様に農水省での募集期間のお知らせを行っています。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先

一般社団法人日本科学飼料協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館 6階

TEL :03-3297-5631 FAX : 03-3297-5633

E-mail:info@kashikyo.lin.gr.jp ホームページ:http://kashikyo.lin.gr.jp/